



長野県報

11月15日(木)
平成24年
(2012年)
第2421号

目 次

告 示

行政書士法に基づく公開の聴聞（市町村課）	1
社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱の一部改正（こども・家庭課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	2
森林法に基づく保安林の指定（3件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の終了（16件）（建設政策課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公 告

一般競争入札（消防課）	5
一般競争入札（交通政策課）	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（4件）（県民協働・NPO課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市計画課）	9
一般競争入札（住宅課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課）	10

告 示

長野県告示第735号

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定に基づく行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び行政書士法第14条の3第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部守一

1 日時

平成24年11月20日（火）午後2時

2 場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁 議会棟501号会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名

青木幸男

(2) 行政書士名簿に登録されている事務所の所在地

上田市中央西2丁目3番18号 南澤テナントビル2階

市町村課

長野県告示第736号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第460号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部守一

第2第1号中「、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立した法人」を削り、同第2第4号中「第35条第3項」を「第35条第4項」に改める。

別表第1の児童養護施設及び知的障害児施設の項中「及び知的障害児施設」及び「、保健師」を削り、「職業指導員」の次に「、心理療法担当職員」を加え、同表の知的障害者小規模通所授産施設の項及び知的障害者福祉工場の項を削り、同表の乳児院の項中「児童指導員」の次に「、心理療法担当職員」を加え、同表の母子生活支援施設の項中「母子指導員」を「母子支援員」に、「及び」を「、心理療法担当職員及び」に改め、同表の知的障害児通園施設の項から重症心身障害児施設の項までを次のように改める。

福祉型障害児入所施設	保育士、看護師、児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、栄養士及び調理員
医療型障害児入所施設	保育士、看護師、児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士及び栄養士
福祉型児童発達支援センター	保育士、看護師、児童指導員、機能訓練担当職員、栄養士及び調理員

別表第1の救護施設の項の前に次のように加える。

医療型児童発達支援センター	保育士、看護師、児童指導員、作業療法士及び理学療法士
---------------	----------------------------

別表第1の救護施設の項中「寮母」を「介護職員」に改め、同表の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）の項中「特定施設入所者生活介護」を「特定施設入居者生活介護」に改め、同表の身体障害者小規模通所授産施設の項を削る。

こども・家庭課

長野県告示第737号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村4429の1、4453、8742の1、8742の2、8742の4から8742の6まで、9023の1から9023の4まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐とする。

泰阜村4429の1（次の図に示す部分に限る。）、4453

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

上田市常磐城字生心1473の5、1474の1、1474の5、字龍越聲沢東西堂平1508の1、1508の3、1508の7、1508の24、1508の25、1508の35から1508の37まで、字横畠1534の14

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

上田市真田町傍陽字表5932の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

北安曇郡小谷村大字千国字土荒神上乙6794の2、字小土山乙6975

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第741号

長野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第742号

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第743号

上田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第744号

岡谷市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

岡谷市

建設政策課

長野県告示第745号

諏訪市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

諏訪市

建設政策課

長野県告示第746号

須坂市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

須坂市

建設政策課

長野県告示第747号

伊那市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

長野県告示第748号

駒ヶ根市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第749号

中野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第750号

飯山市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

飯山市

建設政策課

長野県告示第751号

茅野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

茅野市

建設政策課

長野県告示第752号

塩尻市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第753号

千曲市長職務代理者千曲市副市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

千曲市

建設政策課

建設政策課

長野県告示第754号

下諏訪町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のバラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第755号

辰野町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のバラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

上伊那郡辰野町

建設政策課

長野県告示第756号

坂城町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のバラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

埴科郡坂城町

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年11月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年11月15日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

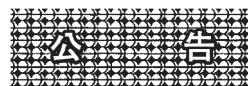
1 路線名 下仁田軽井沢線

2 供用を開始する区間

北佐久郡軽井沢町大字長倉字池ノ平4番の105地先から
北佐久郡軽井沢町大字長倉字池ノ平5番の226地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年11月15日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月15日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度高社山反射板支障木伐採業務

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から40日間

(4) 履行場所

中野市越前平

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。